

大牟田市企業局告示第2号の37

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市企業局契約事務規程（平成14年企業管理規程第3号）第2条において準用する大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年2月19日

大牟田市企業管理者 黒田省二

1 入札に付する事項（合併入札）

(1) 契約番号 5061000237

ア 工事名 大牟田市公共下水道事業 吉野汚水枝線管渠築造（R6－1工区）工事

イ 工事場所 大牟田市大字吉野地内外

ウ 工事概要

(ア) 管布設工

内径200ミリメートル 延長202.0メートル、内径150ミリメートル 延長233.5メートル

(イ) 小型マンホール設置工 12箇所

(ウ) 組立1号マンホール設置工 10箇所

(エ) 汚水枥設置工 30箇所

(オ) 付帯工 一式

※ 詳細については、3で閲覧に供する設計図書による。

エ 工期 契約締結の日の翌日から起算して195日間

(2) 契約番号 5061000238

ア 工事名 大牟田市大字吉野地内配水管布設その3工事

イ 工事場所 大牟田市大字吉野地内

ウ 工事概要

(ア) 配水管布設工

H P P E 内径100ミリメートル 延長325.5メートル、
内径75ミリメートル 延長94.6メートル、P E 内径50
ミリメートル 延長137.8メートル

(イ) 仕切弁設置工

ソフトシール形 内径100ミリメートル 4基、内径75ミリ
メートル 1基、内径50ミリメートル 1基

(ウ) 消火栓設置工

単口副弁付 内径 75 ミリメートル 1 基

(エ) 既設給水管取替工

P E 内径 40 ミリメートル 1 箇所、内径 25 ミリメートル
8 箇所、内径 20 ミリメートル 30 箇所

※ 詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。

エ 工 期 契約締結の日の翌日から起算して 195 日間

2 入札参加に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の許可の更新を含む。）及び同法第 27 条の 23 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者
- (2) 令和 6 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されている者
- (3) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 11 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合における更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てを除く。）がなされていない者
- (6) この入札に参加する他の入札者と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 2 条各号に定める関係を有する者でない者
- (7) 平成 26 年度以後に、国又は地方公共団体が発注した契約金額が 2,500 万円以上の契約に係る土木一式工事（建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和 47 年建設省告示第 350 号。以下「建設省告示」という。）に規定する土木一式工事をいい、建設業法第 4 条の規定により土木一式工事以外の建設工事（同法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を請け負った場合における当

- 該建設工事に附帯する土木一式工事を除く。以下この(7)において同じ。)を元請で完成させ、かつ、引き渡した実績(特定建設工事共同企業体(大規模建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。)を構成する者(以下「構成員」という。)としての実績にあっては、土木一式工事を施工した構成員としての実績であって、出資比率(構成員の出資額をその属する特定建設工事共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。)が100分の30以上である構成員としてのものに限る。)を有する者
- (8) この入札に係る工事(以下「入札工事」という。)において、建設業法第26条から第26条の3までの規定に基づき、3月以上継続して雇用している者であって主任技術者又は監理技術者であるものを配置することができる者(監理技術者の配置にあっては、建設業法第26条第2項の規定が適用される場合に限る。)。ただし、入札工事に専任で配置する予定の主任技術者又は監理技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする者。
- (9) 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値の点数に、令和6年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(工事・市内業者)に業種が土木一式工事で登録されている主観点数を加えた点数が750点以上である者
- (10) 本市(企業局を含む。以下この(10)において同じ。)と締結している建設工事に係る契約(アからウまでに掲げるものを含み、エからクまでに掲げるものを除く。)の件数が2件以内である者
- ア 仮契約
- イ この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者(落札者が特定建設工事共同企業体である場合における構成員を含む。)である場合における当該締結前の仮契約及び契約
- ウ 特定建設工事共同企業体の構成員として締結している仮契約及び契約
- エ 随意契約により締結している契約
- オ 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格(入札書比較価格)が4,545,455円未満であるもの

カ 災害復旧工事に係る契約

キ 公共下水道事業下水道管渠長寿命化改築工事に係る契約

ク 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（工期に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）、条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市工事請負契約約款、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）
- (2) 日時 令和7年2月19日（水）から同年3月17日（月）まで（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町2丁目5番地12
有限会社西山
電話番号 0944-54-1212
- (2) 日時 令和7年2月19日（水）から同年3月17日（月）（市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

5 工事内容に関する質問書の提出の場所及び日時

工事内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）
- (2) 日時 令和7年2月19日（水）から同年3月6日（木）まで。ただし、持参による場合は、市の休日を除く午前8時30分から午

後 5 時 1 5 分までとする。

- (3) ファックス番号 0 9 4 4 - 4 1 - 2 5 9 2

6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和 7 年 3 月 1 0 日
(月) から同月 1 7 日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) 午前 8
時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和 7 年 3 月 1 0 日 (月)
から同月 1 7 日 (月) まで

7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類 (以下「入札書等」とい
う。) とする。なお、(1)、(2)、(6) 及び (7) に掲げる書類については、大
牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等
から入手するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格申請書 (様式第 1 号)
- (3) 工事費内訳書
- (4) 設計図書等購入証明書 (原本)
- (5) 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書 (写し)
- (6) 同種又は類似工事の施工実績調書 (様式第 2 号)
2 (7) に規定する実績について記載すること。
- (7) 配置予定技術者等の資格調書 (工事) (様式第 3 号)
2 (8) に規定する条件を満たす資格等について記載すること。

8 入札の方法

- (1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおり
とする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第 1 号によるものと
し、同要綱第 2 条第 2 項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日
に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵 送 先 〒 8 3 6 - 8 6 6 6

大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵 送 方 法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかに
よる。

ウ 配達指定日 令和 7 年 3 月 1 7 日 (月)

エ 投かん期間 令和7年3月11日（火）から同月14日（金）まで
オ 郵送書類等 入札書等一式
カ 提出部数 正本1部、副本1部

- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) 入札参加者は、開札の前であって企業管理者が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 大牟田市入札室（企業局庁舎3階）
- (2) 日時 令和7年3月17日（月）午前10時

※ 入札参加者のうち希望するもの及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

10 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札の結果、14で設定する最低制限価格から13で定める予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせ、最低価格入札者を決定する。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。
- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が2に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最低価格入札者が、10(2)の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最

低価格入札者を落札者とししない。

- (4) 10(3)の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10(1)から10(3)までの規定を適用する。

1 1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

1 2 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大牟田市企業局契約事務規程第2条において準用する大牟田市契約規則第23条の2第1号、第2号又は第6号に該当する場合は、免除とする。

1 3 予定価格（入札書比較価格）

68,025,000円

1 4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

1 5 入札の無効

- (1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1 6 失業者義務吸収人員

有

1 7 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件

前金払 有

部分払 無

- (5) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び大牟田市企業局契約事務規程第２条において準用する大牟田市契約規則によるものとする。
- (6) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。